

グループ個人情報取扱規程

2025年 9月 1日 制定

HAMARI

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、HAMARI holdings 株式会社及び関連子会社・孫会社を含む企業グループ（役員、従業員を含む、以下「グループ」という。）の取り扱う個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

なお、個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、「特定個人情報等取扱規程」において、別途定めるところに従うものとする。

(定義)

第2条 この規程において、各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号

次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、法において定めるものをいう。

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報

不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の①から④までの記述等が含まれる個人情報をいう。

① 人種

② 信条

③ 社会的身分

④ 病歴

- ⑤ 犯罪の経歴
 - ⑥ 犯罪により害を被った事実
 - ⑦ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること
 - ⑧ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
 - ⑨ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
 - ⑩ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）
 - ⑪ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと
- (4) 個人データ
個人データベース等を構成する個人情報という。
- (5) 保有個人データ
個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして以下に掲げるもの以外のものをいう。
- ① 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ③ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - ④ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及びおそれがあるもの
- (6) 個人情報データベース等
個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引、その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして、次のいずれにも該当するものを除く。
- ① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと
 - ② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること
 - ③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること

- (7) 個人情報取扱事業者
個人情報データベース等を事業の用に供している者であって、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいう。
- (8) 個人関連情報
生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (9) 個人関連情報データベース等
個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。
- (10) 個人関連情報取扱事業者
個人関連情報データベース等を事業の用に供している者で、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいう。
- (11) 個人情報の取扱い
個人情報の取得、整理、分類、照合、処理、複製、委託、第三者提供、共同利用その他一切の利用、保有及び廃棄、消去、破壊をいう。
- (12) 本人
個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (13) 本人の同意
本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。
また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が確認することをいう。
- (14) 本人に通知
その内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により、本人に直接知らしめることをいう。
- (15) 本人に明示
本人に対し明確に示すことをいい、本人の同意は要しない。
- (16) 本人が知り得る状態
問い合わせ窓口を設けるなど、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行う等、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことをいう。
- (17) 本人が容易に知り得る状態
ホームページへの掲載、店舗・事務所等に掲示あるいは備付け、新聞・雑誌等に掲載する事等による公表が継続的に行われていること、当該事項を知るための方法をあらかじめ通知しておくこと等により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、容易に知ることができる状態に置くことをいう。

(18) 公表

合理的かつ適切な方法により、広く一般に自己の意思を知らしめること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。

(19) 提供

個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人データ等」という。）を、自己以外の者が利用可能な状況に置くことをいう。個人データ等が物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的・人的安全管理措置

（個人情報統括者等）

第3条 特定個人情報取扱規程に定める個人情報統括者（総務担当部署を統括する取締役又は執行役員より任命）は、この規程に定める個人情報においても総括的な責任を負い、個人情報管理を統括するものとする。

- 2 個人情報の取扱いに関する責任部署は総務担当部署とし、事務取扱責任者は総務担当部署の部長とする。
- 3 各部門における個人データ管理は、各部における部長を部門責任者とする。
- 4 事務取扱担当者は以下の者とする。
 - ① 総務部長以外の総務部従業員
 - ② 各部門において個人データを取り扱う従業員

（個人情報統括者等の責務）

第4条 個人情報統括者は、下記各号その他、所属する会社における個人情報管理に関する全ての職責と権限を有するものとする。

- ① 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の策定及び従業員への周知、一般への公表
 - ② 個人情報等の適正な取扱いの維持・推進を目的とした諸施策・細則の策定及び教育研修の策定
 - ③ 個人情報等に関する安全対策の策定
 - ④ 委託先の選定、
 - ⑤ 事故発生時の対応策の策定
 - ⑥ 事務取扱責任者及び部門責任者の監督
- 2 個人情報統括者は、監査責任者よりの報告を受け、個人情報管理体制の改善を行うものとする。

(事務取扱責任者等の責務)

第5条 事務取扱責任者は、個人情報統括者の監督のもと、事務取扱担当者にこの規程に定められた事項を理解させ、遵守するため下記各号の実施に責任を負うものとする。

- ① 個人情報等の適正な取扱いの維持・推進を目的とした諸施策及び教育研修の実施
 - ② 個人情報等に関する安全対策の推進
 - ③ 委託先における個人情報等の取扱状況等の監督
 - ④ 事故発生時の対応策の実施
 - ⑤ 事務取扱担当者への指導及び個人情報統括者への必要な報告
- 2 部門責任者である各部長は、個人情報統括者の監督のもと、当該部門における個人情報の取扱いにつき、下記各号の実施に責任を負うものとする。
- ① 当該部門で取り扱う個人情報の取得及び保有個人情報の適切な管理
 - ② 保有個人情報の安全確保及び事故発生時の対応策の実施
 - ③ 当該部門の事務取扱担当者の指導及び事務取扱責任者への必要な報告

(事務取扱担当者の責務)

第6条 事務取扱担当者は、所属する会社の個人データの取扱い又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事する際、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、この規程及びその他の社内規定並びに個人情報保護管理者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、個人情報の漏えい等、関連法令並びにその他社内規定等に違反している事実又はその兆候を把握した場合、速やかに所属部門の部門責任者又は事務取扱責任者に報告するものとする。
- 3 前項にかかわらず、事務取扱担当者は、前項の報告を個人情報統括者に直接行うことができる。

(運用状況の記録)

第7条 事務取扱担当者は、個人データの運用状況を確認するために、以下の項目につき、記録の整備及び記録簿の作成を行うものとする。

- ① 個人情報データベース等の利用・出力状況の記録
- ② 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の記録
- ③ 個人情報データベース等の削除・廃棄記録
- ④ 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

(取扱状況の確認手段)

第8条 事務取扱担当者は、個人情報データベース等の取扱状況を確認するための手段として、以下の項目を記録するものとする。

- ① 個人情報データベース等の種類、名称

- ② 責任者・取扱部署
- ③ 個人データの項目
- ④ 利用目的
- ⑤ アクセス権を有する者

(情報漏えい事態への対応)

第9条 個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の事態が発生した場合の対応は、別途定める「情報漏えい等対応マニュアル」によるものとする。

(苦情への対応)

第10条 個人情報の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

- (1) 「個人情報相談窓口」を設置し申出先を明示するものとする。
- (2) 窓口担当及びその他事務取扱担当者は、苦情、開示等の申出があったときは、速やかに事務取扱責任者又は部門責任者に報告し、適切に対応するものとする。

(取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し)

第11条 事務取扱責任者は、定期的に個人データの運用状況及び個人情報データベース等の取扱状況の確認を実施するものとする。

- 2 個人情報統括者は、前項の確認の結果及び次条の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

(監査)

第12条 監査責任者は、グループの個人データの適正な取扱いその他法令及びこの規則の遵守状況について検証し、その改善を個人情報統括者に促すものとする。

(教育・研修)

第13条 個人情報統括者は、個人情報の適正な取扱いを維持・推進のための教育・研修を企画し、事務取扱責任者が従業者（グループの組織内において直接・間接にグループの指揮監督を受けてグループの業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員、出向社員も含まれる。以下同じ。）に対して定期的に教育・研修を実施する責任を負うものとする。

- 2 従業者は、個人情報統括者が主催する前項の教育を受けなければならない。
- 3 グループは、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(個人データを取り扱う区域の管理)

第14条 個人情報データベース等を取扱う区域を明確にし、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。以下同じ。）へ持ち込む機器等の制限を行うものとする。
- (2) 個人データを取扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。以下同じ。）では、事務取扱担当者以外の者が個人情報を容易に閲覧等できないよう座席配置の工夫等を行うものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第15条 管理区域及び取扱区域における個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する等、適切な管理を行うものとする。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第16条 個人データが記録された電子媒体又は書籍等の持ち運びは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持ち運ぶ」とは、個人データを管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内の移動等も該当するものとする。

- ① 個人データに係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
 - ② 利用目的の範囲で個人データを利用する場合
- 2 前項により持ち運びを行う場合には、以下のいずれかの漏えい等の防止策を講じるものとする。
- ① パスワードによる保護等を行った電子媒体への保存
 - ② 封緘、目隠しシールの貼付け
 - ③ 施錠できる搬送容器の利用

(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

第17条 個人データの削除・廃棄における管理は以下のとおりとする。

- ① 個人データが記録された書類等の廃棄における、焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用
 - ② 個人データが記録された機器、電子媒体等の廃棄における、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用
 - ③ 情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用
- 2 個人データについては、グループが別途定める保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。
- 3 個人データを削除した場合、又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保管するものとする。なお、削除又は廃棄の作業を委託する場合

には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認するものとする。

第3節 技術的安全管理

(アクセス権)

第18条 個人データへのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 個人情報データベース等を取り扱う情報システムの限定
- ② 情報システムによってアクセスすることのできる個人情報データベース等の限定
- ③ ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる従業員を事務取扱担当者に限定

(アクセス者の識別と認証)

第19条 個人データを取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第20条 以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断
- ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等の導入
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無の確認
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする

(漏えい等の防止)

第21条 個人データ等をインターネット等により外部へ送信する場合、パスワードによる保護等を行うことで情報システムに保存されている個人データの情報漏えい等を防止するものとする。

第3章 個人情報の取扱い

第1節 個人情報の取得・利用等

(適正取得と要配慮個人情報の取得制限)

第22条 偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならないものとする。

- 2 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならないものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関、宗教団体若しくは政治団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関、宗教団体若しくは政治団体に相当する者により法において認められる範囲内で公開されている場合
 - (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (7) 以下に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。
 - ① 個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って提供される場合
 - ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って提供される場合
 - ③ 特定の者との間で共同して利用される個人データが提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき。

(利用目的の特定と変更)

第23条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。また、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知、又は公表するものとする。

(利用目的による制限)

第24条 あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。

- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならないものとする。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合においては、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(不適正利用の禁止)

第25条 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

(利用目的の通知等)

第26条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し又は公表するものとする。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合においては、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行

に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(データ内容の正確性の確保等)

第27条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

第2節 第三者提供の制限

(第三者提供の制限の原則)

第28条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) グループの利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供をする際の記録)

第29条 個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）

に提供したときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、第三者提供に係る記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第 28 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成するものとする。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって記録に代えることができる。
- 4 前条第 1 項に基づく本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合は、以下の事項を記載するものとする。
 - (1) 本人の同意を得ている旨
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 5 前 4 項の規定に基づく記録の保存期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ該当各号に定める期間とする。
 - (1) 第 3 項に規定する書面に基づく方法により記録とする場合、当該記録に係る個人データの最終提供日から起算して 1 年を経過する日までの間
 - (2) 第 2 項ただし書きに規定する継続的若しくは反復提供に係る記録を作成する場合、当該記録に係る個人データの最終提供日から起算して 3 年を経過する日までの間
 - (3) 前二号以外の場合、当該記録の作成日から 3 年を経過する日までの間

（第三者提供を受ける際の確認及び記録）

第30条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の規定による確認を行う方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 前項第 1 号に掲げる事項は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする
 - (2) 前項第 2 号に掲げる事項は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする
 - (3) 前二号にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二号に規

定する方法による確認（当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る確認事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする

- 3 前二項の規定による確認の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とし、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成するものとする。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって記録に代えることができる。
- 5 第1項による確認を行ったときは、以下の事項を記載するものとする。
 - ① 個人データの提供を受けた年月日
 - ② 第1項各号に掲げる事項
 - ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ④ 当該個人データの項目
 - ⑤ 個人情報保護委員会により公表されている旨ただし、当該第三者より本人の同意を得て個人データの提供を受けた場合は、⑤に代えて「本人の同意を得ている旨」の確認を記載するものとする。
- 6 第3項から第5項の規定に基づく記録の保存期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ該当各号に定める期間とする。
 - (1) 第4項に規定する書面に基づく方法により記録とする場合、当該記録に係る個人データの最終受領日から起算して1年を経過する日までの間
 - (2) 第3項ただし書きに規定する継続的若しくは反復提供に係る記録を作成する場合、当該記録に係る個人データの最終受領日から起算して3年を経過する日までの間
 - (3) 前二号以外の場合、当該記録の作成日から3年を経過する日までの間

（個人関連情報の取扱い制限）

第31条 第三者から個人関連情報の提供を受ける場合、個人データとして取得しないものとする。

- 2 個人関連情報を個人データとして取扱うことが想定される第三者には、個人関連情報の提供を行わないものとする。

第4章 保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理

（個人情報保護窓口の設置等）

第32条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他苦情を含む相談等に対応する個

個人情報保護窓口として、HAMARI holdings 株式会社総務部に相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に明示するものとする。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第33条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置くものとする。

- ① グループの名称、住所及び代表者の氏名
 - ② 全ての保有個人データの利用目的（第26条第4項各号に該当する場合を除く）
 - ③ 利用目的通知の求め又は開示請求等に応じる手続き
 - ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - ⑤ 保有個人データの取扱に関する苦情の申出先
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の措置により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第26条第4項各号に該当する場合
- 3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（保有個人データの開示）

第34条 本人から当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他グループの定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがある場合
 - (2) グループの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することになる場合
- 2 前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、グループは本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、第1項の規定は、適用しない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第29条第1項及び第2項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、当該記録の存在が明らかになることにより、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(保有個人データの訂正等)

第35条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きがさだめられている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として、訂正等を行うものとする。

- 2 前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知するものとする。この場合、グループは本人に対して、当該通知においてその理由を説明するよう努めるものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第36条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第22条の規定に違反して取得されているという理由、第24条、第25条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。

- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第28条第1項又は第29条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。
- 3 本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される保有個人データに係る漏えい等の発生その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。
- 4 前三項に掲げる利用停止等の要件のいずれかに該当する場合であっても、利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難である場合は、本人の権利利益を保護するため必要な代替

措置を講ずることにより対応するものとする。

- 5 第1項若しくは第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第2項若しくは第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。なお、本人から請求された措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対して、その理由を説明するものとする。

(開示等の請求等に応じる手続)

- 第37条 保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止、又は第三者提供記録の開示に関する請求（以下「開示等の請求」という。）に関して、個人情報相談窓口を申出先として「開示等請求書」及び「本人確認書類」の対面、郵送、FAX、電子メール若しくはウェブサイトによる提出により応ずるものとする。
- (1) 「開示等請求書」は、グループ指定の様式とし別途定める
 - (2) 「本人確認」において、官公庁発行による運転免許証、パスポート、個人番号カード等の顔写真付き本人確認書類の写し1点若しくは健康保険被保険者証、年金手帳等の顔写真のない本人確認書類の写し2点の提出を求める。ただし、開示請求者が本人であることが明らかでない場合、本人確認書類の提出を求めないことができる。
 - (3) 保有個人データの開示にあたっては、開示に要する実費を勘案して、合理的な範囲で手数料を請求できるものとする。手数料の請求額・徴収方法については、個人情報保護責任者が定めるものとする。
 - (4) 開示を請求する者が代理人である場合、第2号に掲げる書類のほか、代理権を確認するための書類及び代理人の本人確認をするための本人確認書類を求めることとする。
- 2 開示等の請求等を受け付けたときは、当該受け付けをした日から起算して1週間以内に、請求に係る可否について決定するものとする。
 - 3 開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、通知文書の送付により通知するものとする。
 - 4 開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的を通知しない旨決定したとき又は全部について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、不開示等通知文書の送付により通知するものとする。
 - 5 第3項の通知文書及び前項の不開示等通知文書が請求者である本人又は代理人に対して2週間以内に送付するよう努めるものとする。

第5章 個人データの委託の扱い

(委託先における安全管理)

- 第38条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。この条において同じ）に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 前項の委託を行う際には、以下事項を実施するものとする。
 - (1) 委託先の適切な選定
 - (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - (3) 委託先における個人データの取扱状況の把握
 - 3 前項第1号の「委託先の適切な選定」においては、委託先において個人情報保護に関する安全管理が適切に行われていることについて、以下の項目をあらかじめ確認するものとする。
 - ① 基本方針
 - ② 規律の整備
 - ③ 組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置
 - 4 第2項第2号の委託契約においては、委託先における委託された個人データの取扱状況をグループが合理的に把握できる規定（情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応をとり、速やかにグループに報告される体制の整備を含む）を盛り込むこととする。
 - 5 委託先において再委託は認めないものとする。
 - 6 第2項第3号の「委託先における個人データの取扱状況の把握」をするために、委託契約で盛り込んだ内容の実施状況を必要に応じてモニタリング又は監査等により、適切に評価するものとする。
 - 7 委託先の管理については、当該個人データ管理の部門を責任部署とする。

第6章 その他

(改廃)

- 第39条 この規程の改廃は、グループ規程等管理規程によるものとする。

(附則)

この規程は、2022年10月1日から施行する。

この規程は、2025年9月1日に一部改定する。